

令和4年度
令和4年度

受付番号	種目番号 —	連絡先	修繕担当 港湾局 建設保全部 維持保全課
------	-----------	-----	-------------------------

設 計 書

- | | | | |
|-----------|--|-------------------------------|--|
| 1 修 繕 件 名 | 帆船日本丸修繕 | | |
| 2 履 行 場 所 | 西区みなとみらい2-1-1 日本丸メモリアルパーク内 | | |
| 3 履行期間 | ☒ 期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで | |
| 又は期限 | ☐ 期限 | | |
| 4 契 約 区 分 | ☒ 確定契約 | ☐ 概算契約 | |
| 5 その他特約事項 | なし | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 6 現 場 説 明 | ☐ 要 (月 日 時 場 所) | | |
| | ☒ 不要 | | |
| 7 修 繕 概 要 | 1 帆走艀装部修繕工 | 1式 | |
| | 2 その他修繕工 | 1式 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

8 部 分 払

☐ する(1回以内)☒ しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

※ 単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

修繕代金額	¥	—
内 訳		
修繕価格	¥	—
消費税及び 地方消費税相当額	¥	—

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費 目 ・ 工 種 種 別 ・ 細 別	単位	数 量	単 価 円	金 額 円	摘 要
請負修繕費	式	1			(修繕価格) + (消費税相当額)
修繕価格	式	1			(修繕原価) + (一般管理費)
修繕原価	式	1			(直接修繕費) + (間接修繕費)
直接修繕費	式	1			1 + 2
1 帆走艀装部修繕工	式	1			第 1 号内訳書参照
2 その他修繕工	式	1			第 2 号内訳書参照
間接修繕費	式	1			1 + 2
1 間接労務費	式	1			
2 工場（現場）管理費	式	1			
一般管理費等	式	1			
消費税及び地方消費税相当額	式	1			

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費 目 ・ 工 種 別 種 別 ・ 細 別	単位	数 量	単 価 円	金 額 円	摘 要
第1号内訳書					
帆走艀装部修繕工					
凹甲板フォアマスト・マスト ウェッジ交換	式	1			複合単価
フォアマスト・トップボードバッ テン材交換	式	1			複合単価
メインマスト・アッパーゲルン ヤード交換	式	1			複合単価
メインマスト・トップボードバッ テン材交換	式	1			複合単価
メインマスト・ゲルンボードスプ レッター交換	式	1			複合単価
メインマスト・ゲルン台補修	式	1			複合単価
ミズンマスト・ローワゲルンヤード交換	式	1			複合単価
重機借上費					
65tラフタークレーン	式	1			
労務費					
交通整理員	人				
発生材運搬処分費	式	1			
アスベスト含有試験					
定性分析・定量分析	検体	5			
計					

横 浜 市 港 湾 局

横 浜 市 港 湾 局

船 舶 修 繕 共 通 仕 様 書

(令和 3 年 9 月 改訂版)

横浜市港湾局維持保全課

(適用)

- 第1条 この仕様書は、横浜市港湾局（以下「本市」という。）の発注する船舶修繕の施工に適用する。
- 2 特別な仕様については、特記仕様書に従い施工する。
- 3 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

(監督員)

- 第2条 本市は、監督員を置いたときは、その氏名を請負人に通知する。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、横浜市修繕請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく本市の権限とされる事項のうち本市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての請負人又は請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく修繕の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負人が作成した詳細図の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、修繕の状況の検査又は使用材料の試験もしくは検査（確認を含む）
- 3 本市は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、請負人に通知する。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、緊急を要する場合は、書面によらないことができる。
- 5 本市が監督員を置いたときは、請負人は約款に定める請求、通知、報告、申請、承諾又は解除について、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって本市に到達したとみなす。
- 6 本市が監督員を置かないときは、監督員の権限は本市に帰属する。

(承諾図等の提出)

- 第3条 本修繕は、設計図書に基づき設計施工するが、実設計は請負人が行い、必要に応じて承諾図を提出し本市監督員の承諾を受ける。
- 2 設計図書に指定した製品の仕様、材料等を一部変更する場合は、変更理由並びにこれに必要な資料等を提出し、本市の承諾を受ける。

(疑義の解釈)

- 第4条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈並びに本修繕施工の細目については、当該修繕を担当する監督員の指示に従う。

(関係法令等の遵守)

第5条 請負人は修繕施工にあたり、修繕に関する諸法規その他諸法令を遵守し、修繕の円滑なる進ちょくを図るとともに、諸法令等の運営適用は請負人の負担と責任において行い、設計施工は、次に掲げる法令、基準及び規格等に準拠する。

- (1) 船舶安全法
- (2) J I S 、 J E M 、 J E C
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 高圧ガス保安法
- (5) 危険物の規制に関する政令及び規則
- (6) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (7) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- (8) クレーン等安全規則
- (9) 電気設備の技術基準
- (10) 廃棄物等に関する規制
- (11) その他本市が必要と認める法令等

(関係官公庁への諸手続き)

第6条 請負人は、本修繕の施工に関する関係法規、規則等に基づいて行う関係官公庁等に対する一切の手続きを本市と協議のうえ行い、設備及び機器等の引渡し又は使用開始に支障のないようにする。

なお、これらの手続きに必要な費用は請負人の負担とする。

(提出書類)

第7条 請負人は、修繕に着手した時は遅滞なく次の書類を提出し、監督員の承諾を受ける。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 修 繕 着 手 届 出 書	契約日の翌日から7日以内	1 部
(2) 現場代理人選定通知書	同 上	1 部
(3) 下請負人選定通知書	同 上	1 部
(4) 請負代金内訳書(鑑)	同 上	1 部
(5) 修 繕 組 織 表	同 上	1 部
(6) 工 程 表	同 上	1 部

(打合せ及び議事録の提出)

第8条 請負人は、本市関係者と設計及び施工方法について打合せを行った後、議事録を作成し、本市の承諾を受ける。また、実施工程表(ネットワーク方式等)も提出する。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 打合せ議事録(A4版)	打合せ後遅滞なく	1 部
(2) 実施工程表(A4版)	同 上	1 部

(修繕旬報及び月報)

第9条 請負人は、本市監督員が指示した場合、本修繕中に月報を作成し、修繕予定及び進ちょく状況並びに作業内容を記し、当該月間5日以内に本市監督員に提出する。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 月 報 (A4版)	月報：毎月1回	1 部

(提出図書類)

第10条 請負人は、本修繕に必要な図書類を次のとおり提出する。

なお、修繕写真は、修繕着手前の状況、修繕進ちょく状況、修繕工程詳細（埋設、埋め込み、隠ぺい箇所、やり直しのきかない施工箇所及び重要な施工箇所並びに監督員が指示した箇所）、完了の各段階ごとに撮影し、年月日、見取図、説明等を記入して整理する。ただし、軽微な修繕でかつ監督員の承諾したものは省略することができる。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 承 諾 図 書 (A4版ファイル綴じ込み)	修繕施工前	2 部 (含返却用)
(2) 決 定 図 書 (A4版ファイル綴じ込み)	監督員が指示した場合	1 部
(3) 完成図書（含修繕写真） (A4版パイプ式ファイル綴じ込み)	修繕完了時	必要部数 (特記にない場合2部)

(工場検査)

第11条 請負人は、本市検査員立会いのうえ製造工場における検査を受ける場合は、本市監督員に次の書類を提出する。

なお、請負人が受験に先立って提出する「工場検査要領書」には、試験設備概要、社内検査判定基準等を付して承諾を受ける。また、社内検査の終了後に、本市検査員の立会い検査を受ける。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 検 査 願 書 (A4版)	受検前30日以前	1 部

(自主検査)

第12条 請負人は、本市が指定した機器等について自主検査を行う。

なお、自主検査にあたっては、検査品目、検査要領書を本市に提出し、その承諾を受けた上で実施し、検査終了後は検査成績書を2部提出し、本市監督員の承諾を受ける。

(材料検査)

第13条 本修繕に使用する材料等については、現場搬入時に本市監督員が必要とした場合に材料検査を行う。

(完了検査)

第14条 請負人は、本修繕が完成した時（指定部分に係る修繕完了を含む）、本市監督員に次の書類を提出し、本市検査員の検査を受ける。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 修 繕 完 了 届 出 書 (指定部分に係る修繕完了届出書)	修繕完了時	1 部

(引渡し)

第15条 本修繕の完了は、本市の完成検査に合格した時（関係諸官庁等による検査を必要とする場合は、本市監督員の指示に従い請負人の負担により実施し、同検査完了後に本市完成検査に合格した時）をもって完成とし、次の書類を本市監督員に提出する。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 請 求 書	完成検査合格後	1 部
(2) 修 繕 目 的 物 引 渡 書	同 上	2 部

(使用許可申請書)

第16条 請負人は、修繕施工にあたり本市施設で火気、電気等を使用する場合は、事前に本市監督員に次の書類を提出し、許可を受ける。

提出書類	部 数
(1) 火気または工事用電気等使用許可申請書（A4版）	1 部
(2) 休 祭 日 等 工 事 許 可 申 請 書（A4版）	1 部
(3) その他本市が必要と認める使用許可申請書（A4版）	1 部

(占用の許可)

第17条 請負人は、本修繕に伴い港湾施設を占用する必要がある場合は、本市及び関係官公庁に申請書等を提出し許可を受ける。

なお、これに必要な費用は、請負人の負担とする。

(軽微な変更)

第18条 請負人は、修繕施工上当然必要なもの並びに軽微な変更を生じた場合は、設計図書に明記されていない事項であっても、本市監督員の指示に従い請負人の負担において行う。

(既設構造物の損傷)

第19条 請負人は、本修繕中に故意又は過失によって既設構造物その他に損傷を与えた場合、請負人の負担において原形に復旧し、本市監督員の検査を受ける。

(他の施設の機能保持)

第20条 請負人は、本修繕中に土砂、器具類、工事用材料等で既設の機器、水道栓、制水弁、ガス栓及び各種地下埋設物等の位置を不明にしたり、又はこれらに近寄り難くしない。

(修繕の指揮監督)

第21条 現場代理人は、本修繕中には現場に常駐し、本市監督員の指示を受け作業員等の指揮監督にあたる。

(使用者責任)

第22条 請負人は、本修繕中その作業員に事故が生じた場合は、すべて請負人の責任において処理する。

(安全管理)

第23条 請負人は、本修繕中その作業員に対し、作業上の保安につとめるよう次の事項を徹底させる。

- (1) 作業員は、必ず名札又は腕章にて業者名を明確にし、安全帽を着用させる。
- (2) 火気、電気の使用場所及び喫煙場所は、本市監督員の指示に従い消火器等を装備する。
- (3) 電気設備工事は、充電部を確認し取扱者を表示するとともに、トラロープ等にて安全処置を行う。
- (4) 高所作業を行う場合は、作業員の安全は無論のこと、工具、材料の落下防止処置を行う。
なお、安全ベルトは必ず着用させる。
- (5) 足場を組む場合には、通行等の邪魔又は障害にならないよう配慮するとともに、堅固に組む。
- (6) 密閉箇所での作業は2人以上で行い、給排気ファンで換気を十分に行い、酸欠防止等の処置を行う。

(事故の防止及び補償)

第24条 請負人は、本修繕中に場内又は付近に迷惑を及ぼさないよう適切な安全措置をとり、万一事故が発生した場合は、直ちにその補償は請負人の責任において処理する。

(災害及び緊急時に対する処置)

第25条 災害及び緊急時には、請負人は昼夜の区別なく、本市監督員の命ずる人数の作業員を現場に留め、応急処置に対する準備をする。

（関連業者との打合せ）

- 第26条 本修繕中、他工事等と関連する箇所については、本市監督員立会いのもと関連業者間で十分な打合せを行い、各工事の進ちょくに支障を来たさないようにする。
- なお、関係者確認の上、その打合せ議事録を提出する。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 打 合 せ 議 事 録 (A 4 版)	打合せ後遅滞なく	1 部

（清掃整理）

- 第27条 本修繕中に生じた塵芥、研りかす、不要土砂等は、随時場外に搬出し適正に処理する。
- また、金属類は本市監督員の指示する廃材置場に搬出又はスクラップ処分とし、修繕場所及びその周辺は常に清掃整理を行う。
- 2 完成検査時には、すべての障害物及び仮設物を撤去し、整理清掃を行い本市監督員の確認を受ける。

（修繕用材料等の保管）

- 第28条 本修繕中、請負人の負担に属する材料、器具類は、修繕場所に保管しない。ただし、本市監督員が認めた場合はこの限りではない。
- なお、請負人の負担に属する修繕用材料等について事故が発生した場合は、すべて請負人の責任において処理する。

（遵守事項）

- 第29条 請負人は、本修繕を施工するにあたり次の事項を遵守する。
- (1) 現場作業にあたっては、極力工程の短縮をはかるよう努める。
- (2) 修繕施工後に隠ぺい箇所となる部分は、本市監督員の検査を受け、合格後写真撮影を行い次の工程に進む。

（資格を必要とする作業）

- 第30条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工する。

（断水、停電等）

- 第31条 本修繕中、止むを得ず停電、断水等を必要とする時は、事前に本市監督員の承諾を得る。

（修繕用仮設設備）

- 第32条 本修繕に必要な仮設設備は、すべて請負人の負担とする。
- なお、仮設設備の設置方法等は、事前に本市監督員と打合せを行い承諾を受ける。

（保証）

- 第33条 本修繕の保証期間中、設計施工に起因する故障、破損等が生じた場合は、請負人の負担において直ちに復旧する。
- なお、保証期間は修繕目的物引渡しの日から1年とする。

帆船日本丸大規模改修 特記仕様書

本修繕は、帆船日本丸が2017年に重要文化財に指定された現在の状態を維持することを基本とし、これに伴う修繕等を行うことにより良好な保存状態の存続を図ることを目的とする。

本施設における現地での施工期間は、令和4年11月1日から令和5年3月31日までとする。

現地施工中における本船の一般見学者への公開は可能な範囲で行うことを前提とするが、一部期間の公開休止等を含め詳細については、本市と協議のうえで決定する。

請負人は、本市関係部署および施設管理者と十分調整の上、本修繕着手前に施工計画書及び安全施工計画書を作成し、本市に提出すること。特に事故防止のための安全対策には万全を期すること。

また本修繕の施工に当たっては、以下の項目に従い本船の整備を行う。

1 施工準備等

- (1) 本修繕に先立ち、文化庁・横浜市港湾局等の関係機関や周辺の水域利用者・周辺施設の関係者と綿密な調整・情報共有を行い、市民利用に十分配慮しながら行うこと。
- (2) 施工現場は観光地内に位置することから、周辺の環境に配慮した工法とし、特に臭気、騒音、水質汚濁に十分留意する。
- (3) 本修繕期間中においても、日本丸メモリアルパーク内の施設は運営中であり、施工に際して、安全管理には十分注意し、十分な照明、安全標識及び仮囲いを設置し、入場者に不快感を与えないよう配慮する。仮囲いは周囲から施工状況が見える箇所を設けるなど配慮する。
- (4) 本修繕期間中、市民等各種見学会、関係者視察（学識経験者、行政関係者他）、取材対応がある場合は、適宜対応する。その際は、見学用コース（フェンス、手摺等）の設置、ヘルメット・軍手等の備品準備、施工内容説明資料（パネル、リーフレット等）の作成及び人員配置を行い、十分な安全対策をとる。
- (5) 重機等の乗り入れ及び使用、並びに材料の搬入出においては、舗装路盤・その他構造物に損傷を与えないよう十分な措置及び安全対策を講じ、施工に当たること。そのため、工事着手前に、施設管理者立会いのもと現場の周辺を含め現状確認を行い、工事中による損傷が認められる場合には、監督員及び施設管理者と協議の上で補修を行うこと。また交通整理員の配置についても、監督員及び施設管理者と協議の上で行うこと。
- (6) 工事関係者用の控室等については、原則、帆船日本丸の船体内は使用できません。整備に必要な仮設事務所・その他仮設設備等は、本市監督員の指示に従い指定場所に設置すること。その際は入場者に不快感を与えないよう考慮する。
- (7) 本修繕終了後は、施工内容を報告書にまとめ製本3部を本市に提出する。
- (8) 本船及びドックは文化的財産価値のある施設であり、施工に際しては、損傷を与えないよう十分に注意し、かつ丁寧な施工を行う。万が一損傷を与えた場合には、請負人の責任において監督員等の認める原状に復旧する。
- (9) 使用材は特に指定のないものについても努めて良質なものを選ぶ。
- (10) 施工中の減失毀損、その他一切の危険は請負人の負担とするため、十分な照明の設置、防火対策、排出ビルジ処理、その他の危険防止に必要なあらゆる手段を講ずる。特に重機の乗り入れ及び資材の適宜十分な養生等を施す。
- (11) 修繕の施工に起因した付帯工事は請負人の負担とする。
- (12) 修繕に必要な仮設機材の設置及び保管は請負人が行い、施工にあたって移動した船内の属具、備品類は監督員の指示に従い請負人が確実に保管する。
- (13) 修繕に伴い、生じた廃材及び撤去品の処理は、監督員に確認をとったうえで行う。
- (14) 施工中において発見、追加若しくは変更が必要な場合は、監督員と協議のうえ行う。
- (15) 既存解体作業開始前に、一部の材料についてはアスベスト含有試験を行い、その結果に基づき施工方法を決定する。なお含有が認められた場合には適法に除去並びに処分を行うが、その際の費用は別途とする。
- (16) 取り外したヤード全て、マストウェッジ、バッテン材、ゲルンボードスプレッダーの一部（約20%）については廃棄処分しないため、丁寧に取外しのうえ場内指定場所に納入する。

2 施工内容

(1) 帆走艀装部修繕工

ア 凹甲板フォアマスト・マストウェッジ交換

- (ア) フォアマストについて、凹甲板上のマスト・ウェッジ（約150×250×1,100L×15）を交換する。
- (イ) 交換するマスト・ウェッジは、既設と同様に円周方向に15分割構造とし、詳細寸法は現物に合わせたものとする。また、材料は全てケヤキ材（無節赤質・乾燥）のムク材を使用する。
- (ウ) 交換は、分割されたマスト・ウェッジを、指定順に1つずつ取外しのうえ行うが、既存船体に損傷を与えないよう周辺機器類を十分配慮した作業計画を講じたうえで実施する。
- (エ) 新替後、各部の当り調整およびシーリング材（下地処理：シーカプライマー、ウレタン系防水処理：シーカフレックス）による水密加工処理を行ったのち、ターポリン（約1.4㎡）によりスカート（マストコート）の新替え及び防水処理を行う。
- (オ) 作業計画にあたり、事前にアスベスト分析（定性、定量）を行う。なお検体数は5検体（船外ウェッジ部塗料2検体、船内ウェッジ部塗料及びスカート並びに防水材各1検体）とする。
- (カ) 付帯作業として、交換に際しファイフレールの取外し復旧、ウェッジ接触部マスト周りの錆打ち塗装（下塗・上塗各2回、塗料本船支給）を行う。

イ フォアマスト・トップボードバッテン材交換（凹甲板からの高さ約18m）

- (ア) フォアマストについて、トップボードのバッテン材（約70×90×740L、32本）及びボルスター（約80×80×860L、2本）を交換する。
- (イ) 交換するバッテン材及びボルスターは、既設と同様の構造とし、詳細寸法は現物に合わせたものとする。また、材料は全てケヤキ材（無節赤質・乾燥）のムク材を使用する。
- (ウ) リギンターンバックルを増締めし、張力調整する。なおリギンスクリューへの注油及びターンバックルネジ保護材（ペトロラタム系防食テープ上にターポリン系カバー）の新替えを行う。
- (エ) バッテン材の交換にあたり、足場仮設及び仮索取付のうえ両舷シュラウド等を取外し嵩上げを行う。交換後、シュラウド等を復旧のうえ張力調整を行い仮索を撤去するが、本船手配の張力測定器を使用し本船立会のうえ張力設定を行う。なお施工にあたっては既存船体に損傷を与えないよう周辺機器類を十分配慮した作業計画を講じたうえで実施する。
- (オ) 付帯作業として、交換に際しバッテン材及びボルスター接触部マスト周りの錆打ち塗装（下塗・上塗各2回、塗料本船支給）を行う。

ウ メインマスト・アッパーゲルンヤード交換（リフト取付高さ：岸壁からの高さ約40m）

- (ア) アッパーゲルンヤードを交換する。なお取外した既設品は指定場所に場内指定場所に納入する。
- (イ) 付属索類の取外し復旧について、本船側にて実施するシート（アッパーゲルン、ロイヤル）、ダンホール、ブレース以外は、事前取付の交通索等を含め全て請負人側で実施する。
なお復旧にあたり、ヤードスリングチェーン（φ22×約860、1本）は新替えとする。
- (ウ) 付属金物の取外し復旧について、本船側にて実施する中央リングの取外し塗装補修以外は請負人側で実施する。
- (エ) 交換用ヤード（本船支給）について、場内において荷卸しを行い、中央リング及びセイフティステイ／ジャッキステイ（SS400ショットプライマー材、φ19×約5,700／φ22×約5,700、各2本）の取付及びヤードダムブレースバンド連結部当て板（SS400亜鉛メッキ掛け、約310×50×5t×2枚×両舷）の溶接取付を行う。これらは取付後に塗装（錆止・上塗各2回、塗料本船支給）を行う。また、交通索（フートループ）、バックロープ及びリフトは交換前に取付けておく。

エ メインマスト・トップボードバッテン材交換（長船尾楼甲板からの高さ約15m）

- (ア) メインマストについて、トップボードのバッテン材（約70×90×740L、32本）及びボルスター（約80×80×860L、2本）を交換する。
- (イ) 交換するバッテン材及びボルスターは、既設と同様の構造とし、詳細寸法は現物に合わせたものとする。また、材料は全てケヤキ材（無節赤質・乾燥）のムク材を使用する。
- (ウ) リギンターンバックルを増締めし、張力調整する。なおリギンスクリューへの注油及びターンバックルネジ保護材（ペトロラタム系防食テープ上にターポリン系カバー）の新替えを行う。

(エ) バッテン材の交換にあたり、足場仮設及び仮索取付のうね両舷シュラウド等を取外し嵩上げを行う。交換後、シュラウド等を復旧のうね張力調整を行い仮索を撤去するが、本船手配の張力測定器を使用し本船立会のうね張力設定を行う。なお施工にあたっては既存船体に損傷を与えないよう周辺機器類を十分配慮した作業計画を講じたうえで実施する。

(オ) 付帯作業として、交換に際しバッテン材及びボルスター接触部マスト周りの錆打ち塗装（錆止・上塗各 2 回、塗料本船支給）を行う。

また作業期間中、長船尾楼甲板第 2 倉口上に、雨天時の見学者用仮設通路を設置する。

オ メインマスト・ゲルンボードスプレッダー交換及びゲルン台補修（長船尾楼甲板からの高さ約 30m）

(ア) ゲルンボードスプレッダー（鋼製、形状・寸法は図面参照）の交換及びゲルン台（形状・寸法は図面参照、赤質乾燥ケヤキ材共、ボルスターを除く全ての範囲）の補修を行う。なお鋼材部は、塗装（錆止・上塗各 2 回、塗料本船支給）を行う。

(イ) スプレッダーリフト（鋼索 3 号(6×19)、φ12mm×12m、両端アイスプライス加工後サービング加工）、ローラーシャックル他付属品（金物は本船支給）を交換する。

(ウ) ゲルン台外枠鋼材部の錆打ち塗装（錆止・上塗各 2 回、塗料本船支給）を行う。

カ ミズンマスト・ローゲルンヤード交換（ヤードの高さ：岸壁からの高さ約 33m）

(ア) ローゲルンヤードを交換する。なお取外した既設品は指定場所に場内指定場所に納入する。

(イ) 付属索類の取外し復旧について、事前取付の交通索等を含め全て請負人側で実施する。

(ウ) 付属金物の取外し復旧について、本船側にて実施する中央リングの取外し塗装補修以外は請負人側で実施する。

(エ) 交換用ヤード（本船支給）について、場内において荷卸しを行い、中央リング及びセイフティステイ／ジャッキステイ（SS400ショットプライマー材、φ19×約 6,800／φ22×約 7,200、各 2 本）の取付、中央フープ連結部当て金（SS400亜鉛メッキ掛け、約 280×160×20t×8 枚）及びヤードムブレースバンド連結部当て板（SS400亜鉛メッキ掛け、約 310×50×5t×2 枚×両舷）の溶接取付を行う。これらは取付後に塗装（錆止・上塗各 2 回、塗料本船支給）を行う。

また、交通索（フートループ）及びバックロープは交換前に取付けておく。

(2) その他修繕工

各部スカイライトガラス交換

ア 士官サロン上部、第一教室上部、機関室上部計 4 か所のスカイライトガラスを交換する。

交換にあたってはガラスまわりのコーキング及びガラスハッチのゴムパッキン交換も交換する。

イ ガラス仕様（網入り 約 400×320×6.8t）

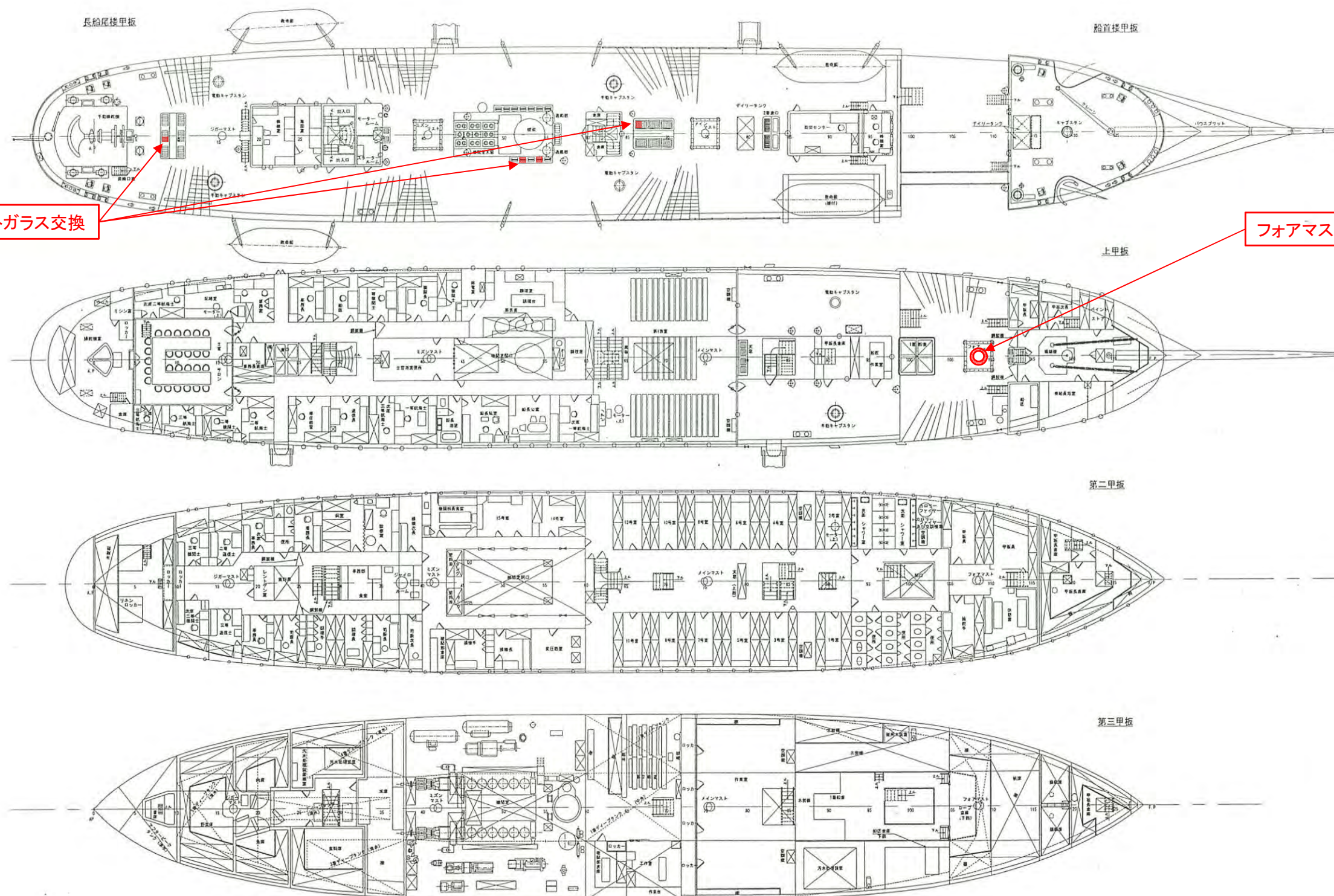


全長	97.05m	補機関	200ps×1 発電機 125Kw
垂線間長	79.25m	総トン数	2278.25 G T
全幅	12.95m	定員	係留船の場合186名（旅客150名、船員36名） 航行する場合138名 （旅客6名、船員36名、その他の乗船者96名）
マストの高さ	51.07m		
深さ	7.85m		
吃水	満載吃水 6.41m	資 格	J G 平水区域

修 繕 名	帆船日本丸修繕	
名 称	全体配置図（１）	
番 号	1	縮尺 ー NO SCALE
図 数	5	令和4年6月
横浜市港湾局 建設保全部 維持保全課		

帆船日本丸 一般配置図

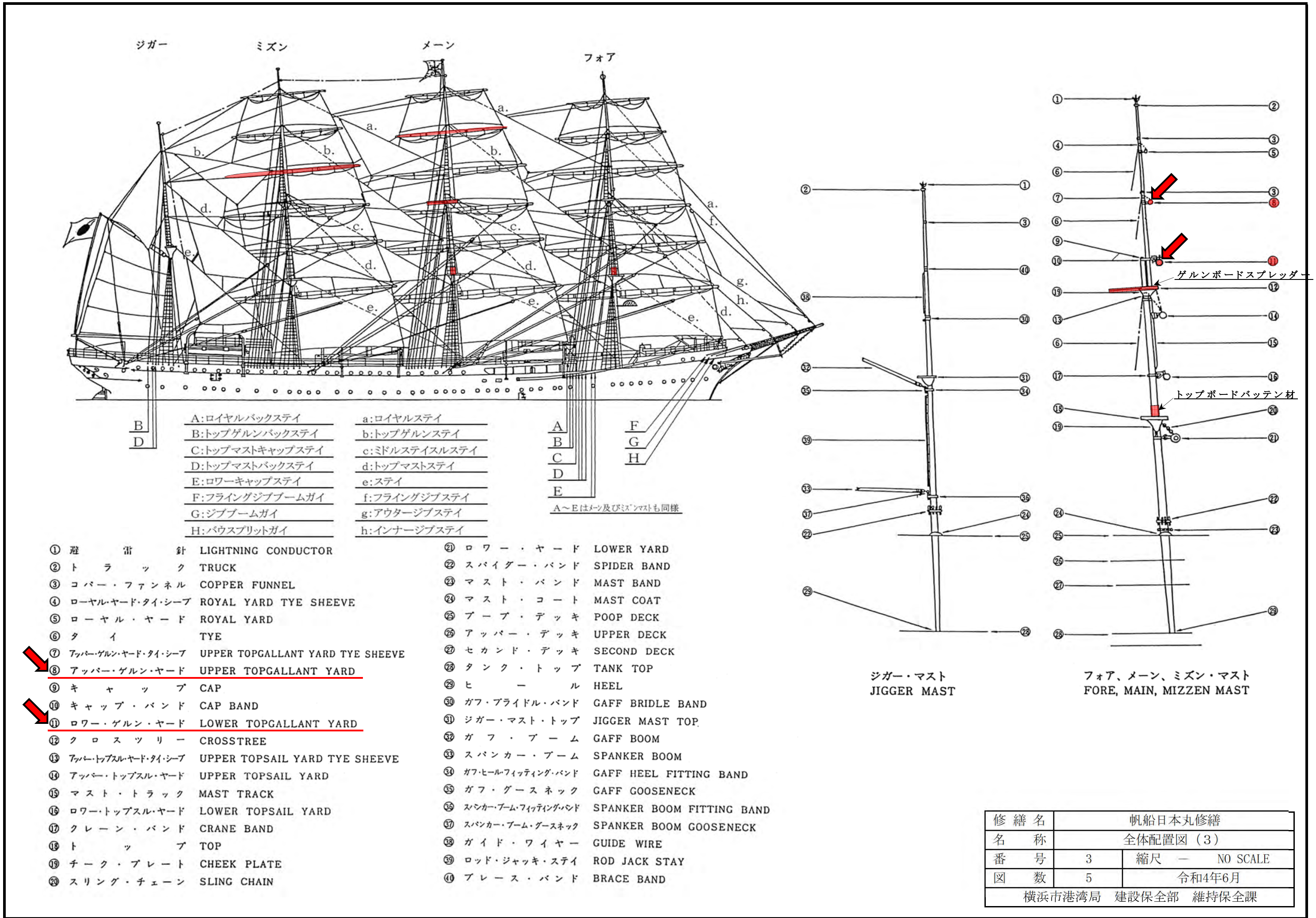
SAILING SHIP NIPPON-MARU GENERAL ARRANGEMENT

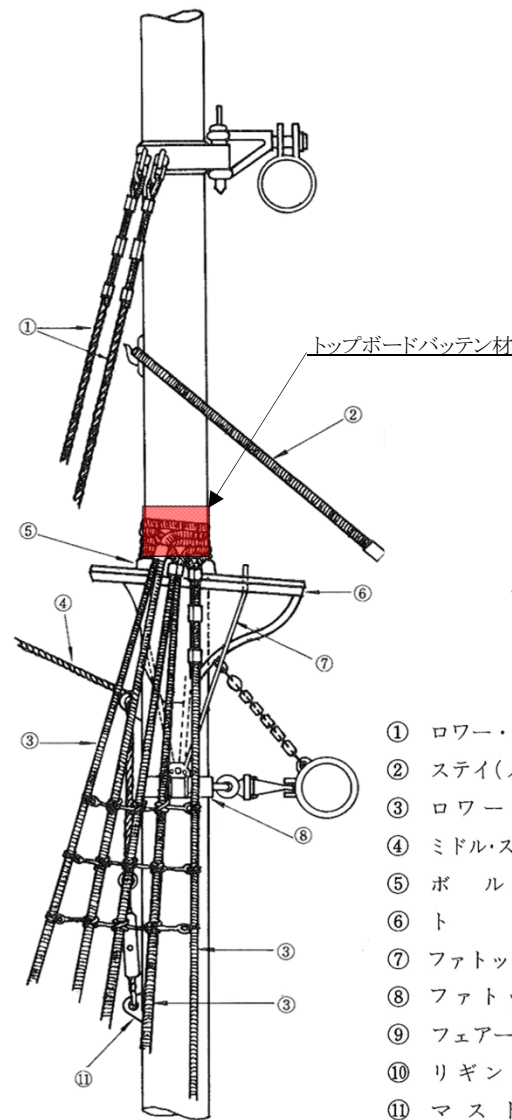
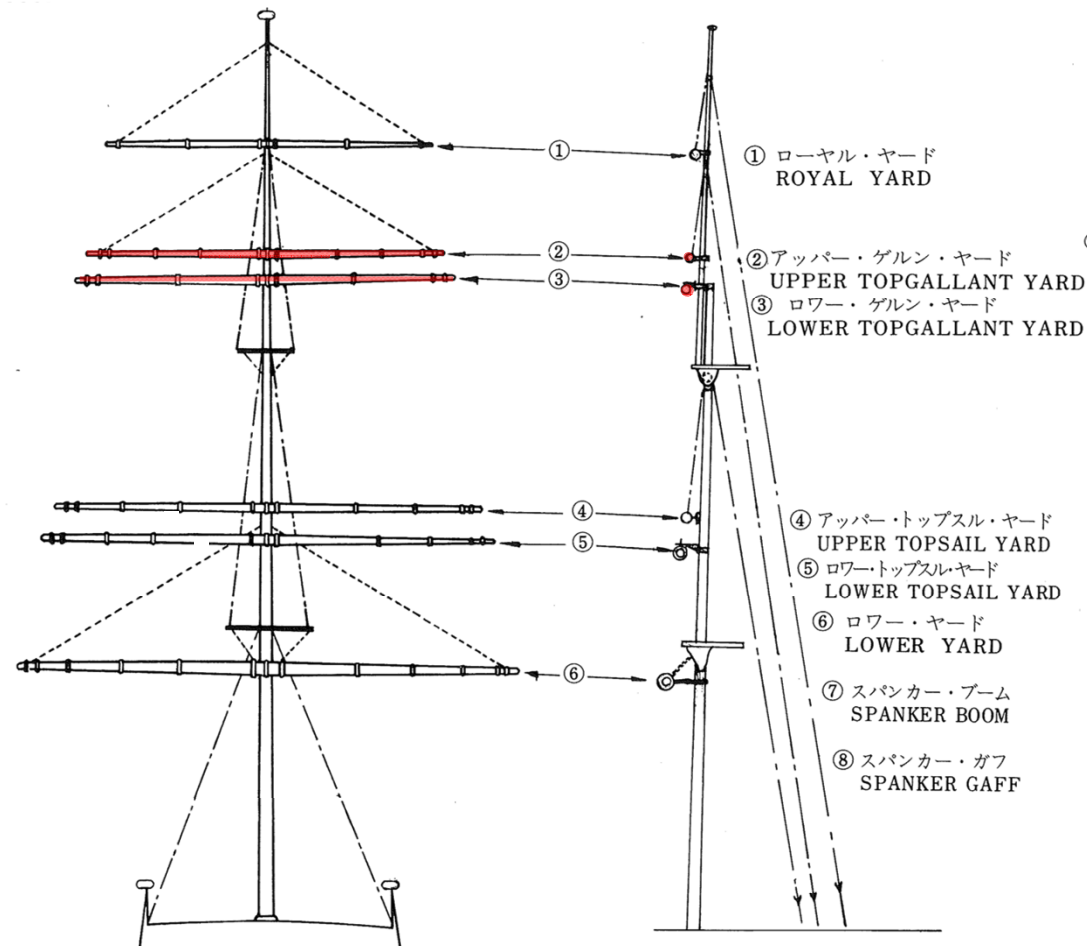


各部スカイライトガラス交換

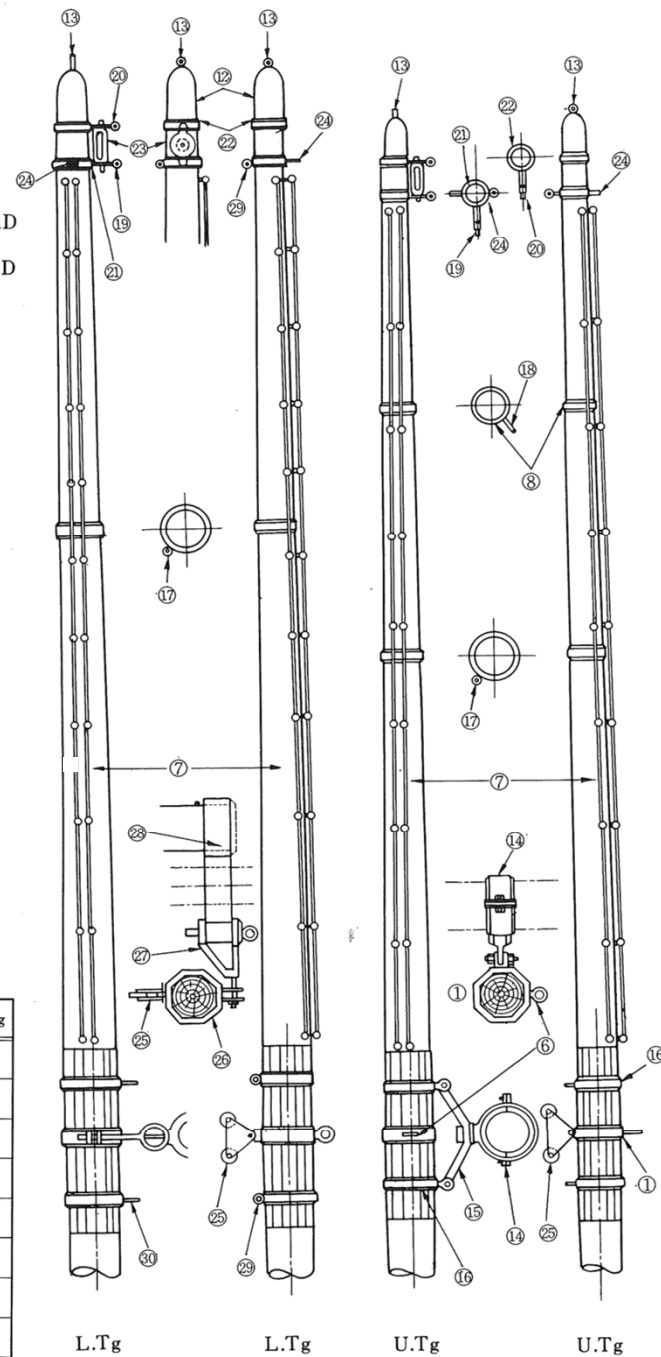
フォアマストウェッジ交換

修繕名	帆船日本丸修繕	
名称	全体配置図（2）	
番号	2	縮尺 — NO SCALE
図数	5	令和4年6月
横浜市港湾局 建設保全部 維持保全課		





名	項	長さ m	外径 m	材 質	重量 kg
ローヤル・ヤード	LOWER YARD	23.37	(中心) 0.470	鋼 STEEL	3,320
ローヤル・トップスル・ヤード	LOWER T'SAIL YARD	21.54	0.432	"	2,720
アッパー・トップスル・ヤード	UPPER T'SAIL YARD	19.71	0.394	"	2,120
ローヤル・ゲルン・ヤード	LOWER T'GAL. YARD	17.62	0.370	米 松 OREGON P.	1,370
アッパー・ゲルン・ヤード	UPPER T'GAL. YARD	16.82	0.305	"	790
ローヤル・ヤード	ROYAL YARD	14.53	0.216	"	320
スパンカー・ブーム	SPANKER BOOM	13.26	(真中で) 0.292	鋼 STEEL	
スパンカー・ガフ	SPANKER GAFF	10.36	0.231	米 松 OREGON P.	



ヤード (木製) YARDS (WOODEN)

R ローヤル・ヤード ROYAL YARD
U.Tg アッパー・ゲルン・ヤード UPPER TOPGALLANT YARD
L.Tg ローヤル・ゲルン・ヤード LOWER TOPGALLANT YARD

- ① ス リ ン グ ・ フ ー プ SLING HOOP
- ② ジョウ又はバッテン・バンド JAW OR BATTEN BAND
- ③ ジョウ又はバッテン JAW OR BATTEN
- ④ パレル・ラッシング PARREL LASHING
- ⑤ シート・ブロック用アイ EYE TO TAKE SHEET BLOCK
- ⑥ タイ・ロープ取付用アイ EYE TO TAKE TYE ROPE
- ⑦ ジャッキ・ステイ JACK STAY
- ⑧ リフト・フープ LIFT HOOP
- ⑨ ヤーダム又はブレース・バンド YARDARM OR BRACE BAND
- ⑩ ブレース 取付用アイ EYE TO TAKE BRACE
- ⑪ バック・ロープ取付用ステイ STAY TO TAKE BACK ROPE
- ⑫ チンバー・プラグ・キャップ TIMBER PLUG CAP AND
及びヤーダム・カバー YARDARM COVER
- ⑬ フレミッシュ・ホース取付アイ EYE TO TAKE FLEMISH HORSE
- ⑭ パ レ ル PARREL
- ⑮ ト ラ ス ・ ヨ ー ク TRUSS YORK
- ⑯ ト ラ ス ・ フ ー プ TRUSS HOOP
- ⑰ シート・ガイド用アイ EYE FOR SHEET GUIDE
- ⑱ リフト 取付用アイ EYE TO TAKE LIFT
- ⑲ フート・ロープ用アイ EYE FOR FOOT ROPE
- ⑳ ヤード・ブレース用アイ EYE FOR YARD BRACE
- ㉑ ヤーダム・フート・ロープ・バンド YARDARM FOOT ROPE BAND
- ㉒ ヤーダム・ブレース・バンド YARDARM BRACE BAND
- ㉓ チ ー ク ・ ブ ロ ッ ク CHEEK BLOCK
- ㉔ ダンホール取付用アイ EYE TO TAKE DOWNHAUL
- ㉕ プ リ ー ・ ブ ロ ッ ク PULLEY BLOCK
- ㉖ ク レ ー ン フ ー プ CRANE HOOP
- ㉗ ク レ ー ン CRANE
- ㉘ キャップ・バンド CAP BAND
- ㉙ クリュールライン・ブロック用アイ EYE FOR CLEWLINE BLOCK
- ㉚ ダンホール・ブロック用アイ EYE FOR DOWNHAUL BLOCK

- ① ローヤル・キャップステイ LOWER CAPSTAY
- ② ステイ(メイン, ミズン) STAY (MAIN, MIZZEN)
- ③ ローヤル・シュラウド LOWER SHROUD
- ④ ミドル・ステースル・ステイ MIDDLE STAYSAIL STAY
- ⑤ ボ ル ス タ ー BOLSTER
- ⑥ ト ッ プ TOP
- ⑦ ファットック・シュラウド FUTTOCK SHROUD
- ⑧ ファットック・バンド FUTTOCK BAND
- ⑨ フェアーリード・ローラ FAIRLEAD ROLLER
- ⑩ リギン・スクリュウ RIGGING SCREW
- ⑪ マ ス ト ・ ピ ー ス MAST PIECE

修 繕 名	帆船日本丸修繕	
名 称	ヤード詳細図	
番 号	4	縮尺 — NO SCALE
図 数	5	令和4年6月
横浜市港湾局 建設保全部 維持保全課		

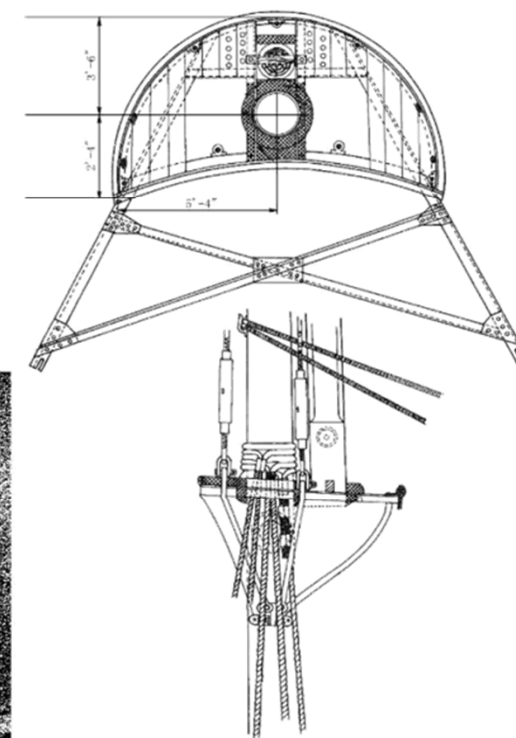
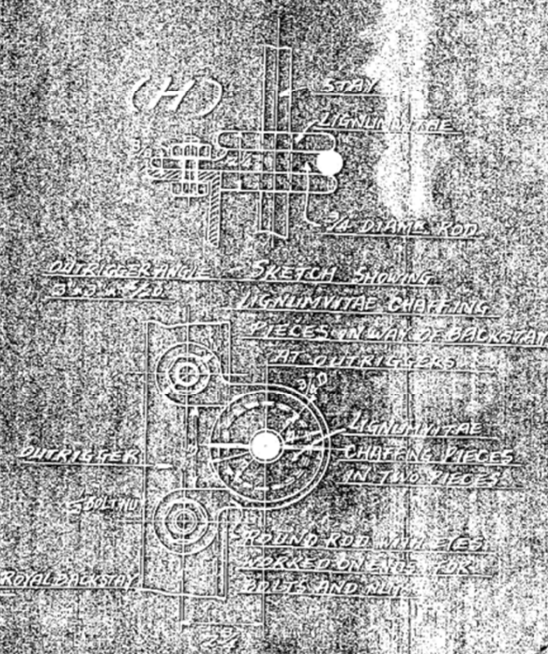


TABLE SHOWING CUTTING POINTS
OF RIGGING IN WAY OF TOPMAST TOPS

MAST	"A"	"B"	C	D	E
FORE	4'-3/4"	4'-10 1/2"	7'-6 1/2"	8'-6 1/2"	7'-4"
MAIN MAST	4'-8 1/4"	5'-3 1/2"	6'-1 1/4"	6'-2 1/4"	5'-1 1/4"
MIZZEN MAST	5'-5"	5'-10 1/2"	7'-1 1/4"	5'-1 1/4"	5'-1 1/4"



修繕名	帆船日本丸修繕		
名称	ゲルンボードスプレッダー、ゲルン台詳細図		
番号	5	縮尺	— NO SCALE
図数	5	令和4年6月	
横浜市港湾局 建設保全部 維持保全課			